

## 発議第3号

三島市議会委員会条例の一部を改正する条例案

三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「健康推進部」を「こども・健幸まちづくり部」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月15日提出

発議者 三島市議会全議員